

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### みなし相続財産ってなあに？

Q：相続税のかかる財産に「みなし相続財産」と呼ばれるものがあるそうですが、どのような財産なのでしょう。

A：みなし相続財産とは、被相続人の本来の財産ではないのですが、実質的に本来の財産と同様の経済的効果があるものについて、課税の公平を図る見地から、相続税法により課税財産としているものです。

みなし相続財産とされるものには次のようなものがあります。

- (1)生命保険金等  
被相続人の死亡により支払われる生命保険契約の保険金等
- (2)死亡退職金等  
被相続人に支給されるべきであった退職手当金や功労金で相続後に支払われるもの
- (3)生命保険契約に関する権利  
被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の者が契約者になっていたもので、まだ保険事故が発生していないもの
- (4)定期金に関する権利  
被相続人が掛金を負担していた郵便年金契約等で、まだ給付事由が発生していないもの
- (5)保証期間付定期金に関する権利  
被相続人が掛金や保険料を負担し、かつ、支給を受けていた定期金給付契約にもとづいて、被相続人の死亡後遺族が受ける一時金や定期金



KIMIKO.